

## 訪問看護ステーションすずかけ 運営規程

### 『事業の目的』

- I. 医療法人弘遠会（以下「事業者」とする。）が設置する訪問看護ステーションすずかけ（以下「事業所」とする。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」とする。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

### 『事業の運営方針』

- II. 事業所の保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「看護師等」とする。）は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。
  - 2 利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
  - 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
  - 5 前4項のほか、介護保険法及びその他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### 『事業の運営』

- III. 事業所は、この事業の運営を行うに当たっては、主治医が発行する訪問看護指示書〔介護予防訪問看護指示書〕に基づく適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行う。
  - 2 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供するに当たっては、看護師等によってのみ指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を行うものとする。

『事業所の名称及び所在地』

IV. 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションすずかけ
- (2) 所在地 磐田市大原2042番地4

『従業者の職種、員数及び職務の内容』

V. 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用者の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 看護師等 看護師又は准看護師 常勤換算3名以上（管理者との兼務含む）  
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 必要数

看護師等は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成、当該計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名

介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行う。

『営業日及び営業時間』

VI. 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日及び祝日とする。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間：午前9時から午後4時30分までとする。

『利用時間及び利用回数』

VII. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に基づくものとする。

### 『事業の提供方法』

VIII. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した訪問看護指示書〔介護予防訪問看護指示書〕と居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に沿って訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成し、当該計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたる。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

### 『指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容』

IX. 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げるサービスを行う。

- ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 療養上の世話
  - ④ 褥創の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ 認知症患者の看護
  - ⑦ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑧ カテーテル等の管理
  - ⑨ その他主治医の指示による医療処置
- 2 訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
  - 3 訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕の作成
  - 4 主治医等関係者への情報提供

### 『通常の事業の実施地域』

X. 通常の事業の実施地域は、磐田市（旧豊岡村を除く）、袋井市南部(旧浅羽町・岡崎地区)の区域とする。

### 『虐待防止に関する事項』

XI. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 『非常災害時の対応』

XII. 事業所は非常災害時に備え、定期的防災訓練を行う。なお、この防災訓練は医療法人弘遠会 ずずかけヘルスケアホスピタルと合同で行うものとする。

2 事業所はサービスの提供中に天災その他の災害等の事態が生じた場合、事業所が定める防災計画及び事業継続計画に基づき、利用者の安全を確保するために必要かつ適切な措置を講ずる。

3 事業所は非常災害時の具体的な対応方法、避難経路及び関係機関との連携等を随時確認する。

### 『ハラスメントの防止・対応』

XIII. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 事業所は、従事者が利用者、利用者の家族などからハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合はサービスの提供を制限することができる。

### 『身体拘束の禁止』

XIV. 事業所は原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保証するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は、指針に基づき、利用者、利用者の家族等に十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様および期間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由及び経過について記録する。

## 『利用料等』

XV. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービスであるときは、その定められた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車・バイクを使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた場合、実施地域を超えた地点から片道1km毎50円(税別)とする。

- 3 死後の処理料は、15,000円(税別)とする。
- 4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、予め利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し費用の細目を記載した領収書を交付する。

## 附則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（虐待防止に関する事項、身体拘束の禁止 追加）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

（非常災害時の対応、ハラスメントの防止・対応 追加）